

平成21年東地庁外領第100号

平成21年検第1000号

起訴状

平成21年3月9日

東京地方裁判所 殿

東京地方検察庁

検察官 検事

近藤勇二 (印)

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本籍 高知県土佐市大字二沢字太田2222

住居 東京都台東区万東千丁目100番地

職業 建設現場作業員

(勾留中)

坂本龍太

昭和24年4月8日生

公訴事実

被告人は、平成21年1月2日午後8時40分ころ、東京都中野区神仙1丁目2番3号居酒屋「池田屋」において、同店従業員土方歳雄（当47年）に対し、殺意をもって、刃物でその腹部を突き刺したが、同人に全治約2週間を要する腹部刺創、上腸間膜損傷、小腸穿孔及び腹腔内出血の傷害を負わせたにとどまり、その目的を遂げなかったものである。

罪名及び罰条

殺人未遂

刑法第203条、第199条